

広島県の建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

◆非住宅建築物

延床面積	手数料額		
	適合証等提出 ^{※1}	モデル建物法 ^{※2}	左記以外
300 m ² 未満	10,000円	92,000円	241,000円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	17,000円	117,000円	302,000円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	28,000円	155,000円	390,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	85,000円	250,000円	557,000円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	135,000円	327,000円	686,000円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	170,000円	393,000円	810,000円
25,000 m ² 以上	213,000円	461,000円	925,000円

◆住宅（一戸建ての住宅）

延床面積	手数料額		
	適合証等提出	誘導仕様基準 ^{※3}	左記以外
200 m ² 未満	5,000円	18,000円	36,000円
200 m ² 以上	5,000円	20,000円	40,000円

◆住宅（一戸建ての住宅以外）

延床面積	手数料額		
	適合証等提出	誘導仕様基準 ^{※3}	左記以外
300 m ² 未満	10,000円	35,000円	73,000円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	21,000円	60,000円	122,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	48,000円	109,000円	208,000円
5,000 m ² 以上	85,000円	165,000円	298,000円

◆複合建築物

複合建築物について認定を申請する場合の手数料は、非住宅部分の面積に応じた手数料（非住宅建築物の手数料）と住宅部分の面積に応じた手数料（住宅（一戸建ての住宅以外）の手数料）を足した金額になります。

<p>※1 「適合証等提出」の金額は、次の場合に適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的審査機関が交付する適合証を提出する場合 ・ 『住宅の品質確保の促進に関する法律』第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（『日本住宅性能表示基準』に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているもの）の写しを提出する場合 <p>※2 「モデル建物法」の金額は、非住宅建築物について、モデル建物法を活用した場合に適用します。</p> <p>※3 「誘導仕様基準」の金額は、次の場合に適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的審査機関が交付する適合証を提出しない場合 ・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ⑵及びロ⑵の基準に適合している場合
--

◆変更認定申請に係る認定手数料は、通常の手数料の半額です。

◆軽微変更該当証明書の交付手数料は、通常の手数料の半額です。